

昨年4月に食品の用途発明に関する特許の審査基準が改訂。三枝国際特許事務所(大阪市中央区・林雅仁代表弁理士)は食品分野における知的財産権全般に関するサービスの強化に努めている。食品業界でも徐々に周知された用途特許の現状や今後の課題について同事務所副所長の中野睦子弁理士に聞いた。

用途特許取得に向かって、クレームはどうしたかと聞かれた中野は、「クレームはどうしたか」という、より具体的なものに変化している。また、「他社で蓄積してきた研究成果を出願するなど、用途特許を受け、各企業がこれまで蓄積してきた研究成果を出願するなど、用途特許の取得に向けた取り組みを加速させている。

「用途発明、用途特許って何?」という反応からどうすれば食品で取得できのかといふところまで進んだといえる。

— 各企業の取り組みはより具体的なものに。中野「食品の特許を取るのは、従来の数値限定やパラメータ発明、製法発明などと同様に、権利化のための選択肢の一つとして定着しつつある。つまり、用途特許を前提として、取得に向けてどうするかといふところまで認識は進んでいる。

相談内容も「こういう研究成果が出ている。用進めていた企業が増えている。相談内容も、研究結果が出ていて、用途特許を前提とした場合、先行技術との関係のみならず、権利範囲と将来を見越したビジネスとの関係からどうのよ

うにクレームするのがよ

いかという検討は特許戦略である。食品の用途発明においていえば、代謝や薬理作用など、体内での作用メカニズムの理解



副所長 弁理士

中野 睦子氏

## 三枝国際特許事務所

特許戦略という側面から、より専門的な知識が求められている印象を受ける。

— 特許戦略とは?

中野 例えば、研究に

— 専門的な相談ができる重要性が増しますね。

は、戦略的なクレームを立てて上で有用だ。各企業の研究者、必要に応じて企画開発の人と話し合って理解を深めながら提案をしていく必要がある。